

高 第 3 7 4 号  
平成 17 年 3 月 10 日

関係各 社会福祉法人代表者  
市 町 村 長 様  
健康福祉センター長

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正に係る取扱いについて（通知）

このことについて、平成 17 年 2 月 3 日付け 健指第 1364 号で、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 17 年 1 月 28 日付け老発第 0128001 号 厚生労働省老健局長通知）の一部改正をお知らせしたところですが、平成 16 年度からの軽費老人ホーム事務費補助金の一般財源化により、軽費老人ホームは本通知の対象外施設となりました。

なお、軽費老人ホームについても、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正通知を準用することとしましたので通知します。